

指定生乳生産者団体制度の存続と機能強化を求める意見書

指定生乳生産者団体制度（以下「指定団体制度」という。）は、地域で生産された生乳の一元集荷や複数の乳業者に対する多元販売により生産者の価格交渉力を高め、集送乳の合理化、適正な価格形成や需給調整を行うことを通じて、酪農経営の安定や国内生乳生産の確保及び牛乳・乳製品の安定供給を支えている。

このような中、政府の規制改革会議は、去る5月19日、今年秋までに「指定団体制度の是非や現行の指定団体を通じて出荷した加工原料乳に支払う補給金の交付対象の在り方を含めた抜本的改革について検討し、結論を得る」とした。

生乳は腐敗しやすく、需要・供給が日々変動する等の特性があり、条件不利地域を含む集乳の引受けや集送乳の効率化、価格の高い飲用乳と低い加工原料乳の調整など指定団体制度が果たしている役割は重要であり、その機能を引き続き堅持することが必要である。

特に、今年4月に発生した熊本地震においては、熊本県内の一部の乳業工場が操業停止となったことや輸送車両の手配ができなかったこと等により、4月16日は大半の生乳が受乳できずに自主廃棄となったものの、翌17日以降は九州域内外の指定団体が酒乳調整等の対応に努めた結果、被害を最小限にとどめることができ、指定団体制度の機能が改めて認識されたところである。

については、このような指定団体制度の役割や優れた機能に留意され、制度存続による生乳生産基盤の強化や収益力の向上によって、持続可能な酪農経営が実現されるよう、下記のとおり強く要望する。

記

酪農家が安心して経営を継続し、安全・安心な牛乳・乳製品の安定供給につなげるために、現行の指定団体制度の存続と更なる機能強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年10月4日

熊本県議会議長 吉 永 和 世

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	伊達忠一様
内閣総理大臣	安倍晋三様
農林水産大臣	山本有二様
内閣官房長官	菅義偉様
内閣府特命担当大臣 (規制改革担当)	山本幸三様